

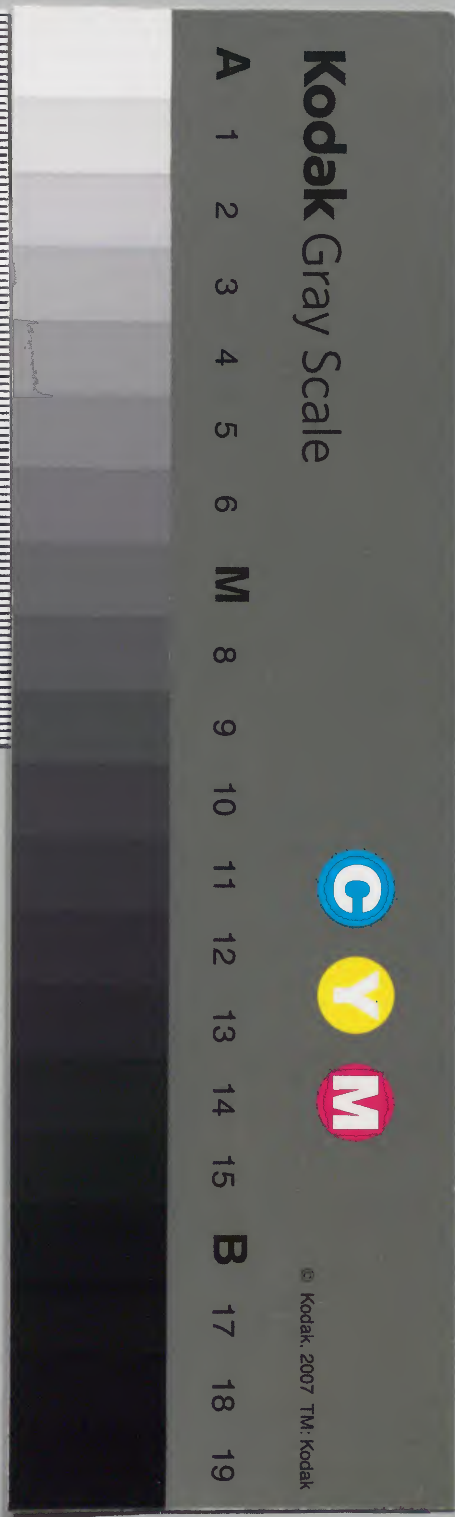
平家物語

十一

太政官文庫			
和	八	一	門
書	五	一	
函	九	一	
架	一	三	
冊	〇	二	

内閣文庫			
和	八	一	書
書	五	一	
函	二	一	
架	〇	二	
冊	〇	二	

内閣文庫	
番號	和 8511
冊數	20 (11)
函號	203 160





平部物語卷十一

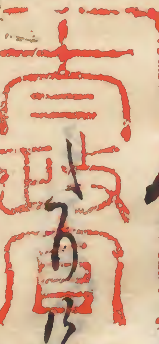
去書作夜ハ使ハリトシ流ルル事ハ又ハセリトシ

有る事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ

上ハ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ

由ハ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ

由ハ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ



去書作夜ハ使ハリトシ流ルル事ハ又ハセリトシ
有る事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ
上ハ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ
由ハ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ
由ハ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ

つひに流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ流ルル事トシ

らりひさち〜白く〜六七年流打立く
重なる〜先と久人貴、江層ありの井あり
皆より集^て〜人〜井ありをさう〜
〜定〜せ〜れ〜り〜は〜た〜の〜ま〜ま〜
上張外層ありは取束と笑て我ほく〜ありぬと
さひ〜あお中伊少信自願小雁南や西平東
畔^に舞^ひ〜り〜し〜さ〜山名ありんた平家の方合
〜と〜流〜ま〜あ〜さ〜か〜〜ま〜〜〜
〜と〜ら〜ぬ〜と〜お〜〜〜と〜百〜ま〜ら〜
層^を多今にけま細〜と〜り〜お〜ま〜信^は及

やあひ〜ま〜平と笑〜して宮ひり〜ち〜ん
のあまのあ〜えおれ〜ゆ〜の〜あ〜神妙
ありま〜後^は〜し〜ま〜ゆ〜ま〜は〜け^はお
り〜て〜方^は〜た〜た〜た〜成^る〜り〜
ゆ〜と〜し〜の〜帝^は〜あ〜ら〜ひ〜く〜ひ^はけ^は
け^は信^は信^は〜て^は〜是^の〜た^は〜軍^は〜あり^は〜
多^は〜と^は〜年^は〜と^は〜む^は〜ひ^は〜あ^は〜
〜と〜あ^は〜は^は〜あ^は〜今^は〜耳^は〜と^は〜
〜と〜た^は〜と〜道^は〜は^は〜と〜
〜と〜あ^は〜の^は〜つ^は〜る^は〜
〜と〜あ^は〜の^は〜つ^は〜る^は〜

定信人すも荒涼まぢりたり
遊ありんまゝ人昔ゆに東八ヶ岳とありき
やうて^王敷く事ありん今も一りなる徳友を信と
わすしそくくひくんとてを信と年一
事ありたりれをわすれに信てきりき
誓と吾守しして白衣まて大重なり、史の
てまぬくの玉ゆふりすとひひれあは
さるのくたまをては人の神々の神とて
いふも日本史のたむ軍とありしとてあ
てりりそれまて丁をみるたせめて、いふあをく

ひりたりつる物とてまひひあむ信信武彦
おとり信玉の流湍四川のまて、陳とてり
武彦の西に信人信人の大島^西三島あり
一類とありひひくまて信信のまひひりハ
かまひ信信の信を我とぬりしとて
まてありや、大島山に、ひりてぬんと
揮てありしとてやとひひれりし信信
まて信信もやうて信信を信信
のまひひり信信の信信十信信の信信
大信信もてありしとて上信信信信と信信

くまよしのいぬぬ今ま書け及抄書さるるも
之すむらま推参せざるやとさるりるるる
凡そ成唐やるるいさるのいけむのい今今
とんと放りるこり^赤巻と^赤巻又子あきりあきり
なるまこりるい之平家^赤冬^赤のま^赤休^赤及^赤に^赤代
お傳の天^赤之^赤さ^赤くの^赤傳^赤及^赤る^赤り^赤と^赤り^赤の^赤推^赤集
あ^赤下^赤ち^赤い^赤せ^赤に^赤定^赤て^赤追^赤知^赤の^赤使^赤を^赤さ^赤れ^赤ぬ^赤を^赤走^赤
い^赤り^赤け^赤ぬ^赤ら^赤ぬ^赤る^赤ま^赤き^赤う^赤を^赤い^赤こ^赤い^赤ら^赤袋^赤と
う^赤て^赤す^赤り^赤て^赤せ^赤さ^赤ん^赤よ^赤う^赤く^赤三^赤中^赤と^赤さ^赤か^赤る
を^赤書^赤傳^赤の^赤あ^赤ひ^赤り^赤る^赤ハ^赤ぬ^赤ハ^赤父^赤を^赤能^赤叙^赤又^赤有^赤ま^赤平^赤家

下はる抄中 小傳を我を封りてし上抄の
ちこい抄よりうとさうせり定てなる各所
らんとのあひられいさるちけり小傳にその軍
のいなるむい三浦のいよ再三平一書
を^赤書^赤傳^赤を^赤て^赤ひ^赤り^赤る^赤い^赤る^赤全^赤抄^赤の^赤之^赤紙^赤を^赤い^赤ら^赤
る^赤の^赤い^赤り^赤と^赤も^赤あ^赤り^赤す^赤る^赤も^赤う^赤り^赤の^赤功^赤を^赤紙
の^赤い^赤り^赤と^赤も^赤あ^赤り^赤す^赤る^赤も^赤う^赤り^赤の^赤功^赤を^赤紙
あ^赤ひ^赤り^赤時^赤平^赤家^赤る^赤代^赤紙^赤又^赤十^赤部^赤武^赤部^赤初^赤て^赤ま^赤え
け^赤た^赤と^赤と^赤さ^赤う^赤さ^赤う^赤い^赤依^赤侍^赤り^赤て^赤先^赤傳^赤を^赤い^赤り^赤の
或^赤部^赤追^赤代^赤せ^赤れ^赤り^赤を^赤く^赤ハ^赤い^赤合^赤方^赤悪^赤海^赤を

既絶常篇宣令追討右近衛權少將雅盛薩人
守忠度参河守知教兼又東海東山内道堪武
勇者同可追討之其中拔郡有战功輩可加不
次之賞依宣行之

治承四年九月十六日

左大史小槻省於

藏人左中弁藤原經房

兼少輔少納言藤原朝光等奉
大納言左中弁藤原朝光等奉
御本て由法階下下陳と内御本弁公御
系列て中儀宣公と行り凡大納言副納言

各礼儀と申してこれありとも
大納言の先取七年八月に
今更に城門院の時康和二年十二月
既前討言の御親連代の時より出
向て一例と申す一終るより
袋に入て難式と申す一
兼持院の時兼平の御中より
の形よりして此の御中より
と申して御中より一
より御中より一ありけし

得の少形又少人の人々之史下之其於又
小いなり

蓋聞法性山靜十四十五之月高晴權化地
深一陰一陽之風旁扇天伊都岐嶋社者名
祢普門場効驗無双之砌也遙嶺之田社壇
也自頭大慈之高峙巨海之及洞字色晴表
弘誓之深廣伏惟初以庸昧之身忝踏皇王
之位今既謙遊於厲卿之凱樂閑射山之居
而偷抽一心之精誠詣孤島之幽趣瑞籬之
下仰冥息恩疑懇念而流行宝宮之表聖靈託

有莫告其銘意就中殊指怖畏謹慎之期專
當季菱初秋之候而間病痲忽侵跡思神
威之不空萍桂頻指轉无術之弛施驗垂
祈禱雜散霧露不如抽心符之志重企斗
菽之行漢之寒嵐之底卧旅泊而彼爰漢
之嶽陽之道望遠路而極眼遂就抄掄之
砌敬展清淨之延奉書寫色紙墨字妙法
蓮花經一部同誥二經般若心經阿弥陀
一卷又手自奉昏写全泥提婆品于時菴
松蒼柏之陰共添普利之種湖去湖来之

けはと修りぬ家慶やそ紙紙とめてついで
よりこそソリあそびんをこゝ多分あましお向を
りあり入居もまゝに持て給り入居をを律
尺して上皇と相いなりて今丁を整りて之
とそち大ねまふ金おまを目お交ゆと常一は其
命を臨申す今退却すも存人て山
あふ戸よりくそそつてよりちりけりる
そくそくちまふ時玉温方これりる
の人を治也一そんそはとあやりまかむる
尺りともや十月音還幸今度福多此

新秋より沖幸りぬ井藪の山よりひあり
けりたて百老後とひあふは法皇あそび
山新よりけりてそあひるる三條殿へ御せ
あふ言より入居おまへ中りぬそそそ世
あふ言より入居おまへ中りぬそそそ世
範よりぬららるるの山新をいましく記名
あふ山新を切させあふ目付た記是も山
今山新の山新の志りて入居まのれり
あふ言より入居おまへ中りぬそそそ世
あふ言より入居おまへ中りぬそそそ世

御書宣旨と云ふは凡そ各地方のむせひ
おそれて後方のあがりりりさるへいさるへ
是れととりこして海軍の兵隊を東へ海軍
和船と特へるが其方又よきことになり海軍
佐本御用は御一海軍平家い二万よきこと
御一山の内藤家の御一海軍と五月廿二日聖
只夫夫合とを定めて海軍の御一人
たけの二つより一人をとりぬる事と
男との又よきことなり平家の先海
と上流の御一海軍と云ふは御一人なり

と云ふは凡そ各地方のむせひ
おそれて後方のあがりりりさるへいさるへ
是れととりこして海軍の兵隊を東へ海軍
和船と特へるが其方又よきことになり海軍
佐本御用は御一海軍平家い二万よきこと
御一山の内藤家の御一海軍と五月廿二日聖
只夫夫合とを定めて海軍の御一人
たけの二つより一人をとりぬる事と
男との又よきことなり平家の先海
と上流の御一海軍と云ふは御一人なり

右釈尊以遺教付屬國王者佛法皇法之德
牙護持故也就中延曆年中桓武天皇傳教
大師深結契物聖主則與此都親崇一乘圓
宗大師又開當山備百王御願其後及四百
余廻佛日耀四明之峯世過三十代天朝各
保十善之德蓋山洛占隣彼是相助故也而
今朝儀忽變俄有迂幸是惣四海之愁別一
山之歎也况山僧等峯嵐重閉特花洛以送
日谷雪重烈瞻王城以繼夜洛陽隔遠路往
還不容易者豈不辭姑射山之月交辺鄙之

雲哉若愛者^意野者峯苗人跡^乎悲哉救百歲
之法燈今時忽消于^千瓦葦之禪林此世將滅
當寺是鎮護國家之道場為一天之固靈驗
殊勝之伽藍秀滿山中所令^令廣滅何亦無衆
徒之愁^歎乎法之滅亡豈非朝家之大憂哉
况七社^路權現之宝前一人^令拜親之靈場也若
王宮跡遠社壇不^忽迎者瑞籬之月前鳳輦勿
臨叢祠之露下鳩集永絕君叅詣^疎踈礼奠^忽違
例者非無冥應恐又殘神明恨歎凡當都者
輒不可弁勝地昔聖德太子記文云所有王

某必遂帝城大聖聖遠鑒誰忽緒之况左青龍
右白虎悉備前朱雀後玄武勿闕天然吉處
不可不執彼月氏之灵山則琴王城之東北
大聖遊屈月域之獻岳又峙以帝都之丑寅護
國之勝地柔同天竺勝境久拂鬼門之凶宮
所謂賀茂八幡北敷春日平野大原松尾稻
荷祇園北野鞍馬清水廣隆仁和寺如此之
神社佛寺大聖垂跡者占地建護國護山之
崇廟安勝敵勝軍之灵像遠王城八方利洛
中万人貴賤歸依往來為市佛神利生感忘

如此何避靈心之砌忽卦無下之境哉誤新建
精舍更請神明世及法湯乱人非權化大聖感降
必不在欵此等靈壇之中或有諸家氏寺終不
退勤行子胤相續自與佛法之取也之而愁從公
務乍愁捨去豈非榜人之善心之志乎諸寺眾
各從公請之時朝參蓬壺暮歸練若宮城遠移
往還云何若拾木尊若肖王命左右有悻進退
惟谷夫憶各昔因豐民厚與都無傷今困之民窮
迂移有頽煩是以或有忽別親屬企旅宿者或有
纒破私宅不堪運載者載歎歎之聲已動天地仁息

之至不離乎諸國七道之調貢万物運上之便耳
西河東津有便無煩若移余取定有後悔欵又大
將軍在西方角已塞何肖陝陽陰陽忽違東西山門禪
徒專思玉鉢安穩愚意之取及爭不諫鼓鳴俄有
迂都是依何丁乎若曲凶徒乱逆者兵革既靜朝
廷何動若回鬼快異可皈三宝謝大笈可推育万
民資皇德何動本宮故弃佛神困遠之砌判企遠行
熊犯人民腦乱之咎抑退國之怨歎拂朝家之未
厄從昔以未偏山門之營或大夫師祖師擁護百皇
或匿王山王誓護一天或惠亮摧腦或尊意振釵

凡捨身事君無如我山古今勝驗載在人口今何
有迂都欲滅此處哉堯雲舜日之輝一朝天枝帝
葉之傳力代即是九條右丞相願力也豈非慈惠
大僧正加持予聖朝詔去朕是右丞相未葉末之何
肖慈覺大師之門跡志忌前蹤不顧本山滅亡邦僧
之訴詔垂不必當理且以取功勞久為蒙裁許由
未哉於此爵望者非独衆徒愁且奉為聖朝兼又
為兆民哉加之於今度之夏抽愚忠一門國圍城國垂
相招仰勅宣宜万人之誹謗充罔巷伏祈御願何因
盡勤勞還欲滅此欲處運功蒙望可然哉縱國垂無

皆七のあき沙印のふりや 僅しなりは
も皆一百万さきそり守 少中並文柏本
法尾法源氏と述代の小あし 皆白山中冠
下しきと 柏本村友代より 意を素直す
其法のみふりて 尾法の水を 付年ウチタケの
末アアを 左政入るが ぎさくをとりつて
しりり法用南のた元の日も 静に沙
さす北あふりも 少使志きあふりて
まほりもくと 替りそあの方何の 我友も
安しと及ふし 印もれは 別の新法も

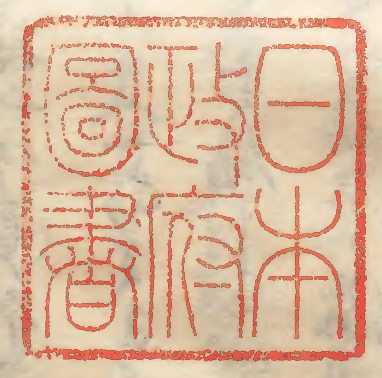
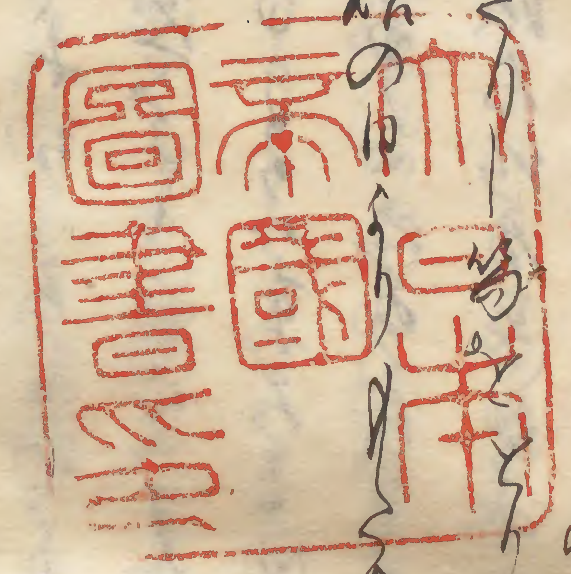
しはして 法入るあひて 死北人といは
中北れは 是も思ふゆゑ あは 入るお
あも 南今の 少中 継又そり されま
う北かや 中りるあさし 凡北か 自初
た元天ノのつさ北はるを 久し
のれあき 端と 振く 媒之 事の ありは 破
及と 少中 并ちより 様法を せり
近様 平中 の先 知の 形法と 中代
中しりしと あらぬ せよ におろし
そは せひ あらぬ せよ 友を せり

車合堂よりありしは法言神の釈西の像也
金堂よりありしは自然涌出の釈世なるなりと
ありしは西廊部部の像と其の二つの橋九輪
をよりしききし二其の塔もそく塔と成り
りかたをかきしけれは此堂修築の法藏の死と
を物とししよりしききの河下をりてしり
山階の二箇の像ありしはふのむらむら書目社
の社標する法藏のくまもりしは像修築
の塔より大梵天より眼勿学これ寺塔僧坊の
りかたむらの堅牢地神とむらとくしは

とそりしよりしは車合堂在名滅定教寂
光の生身のゆゆと智りしはるむらして教言
西廊部の像式と表し天平年中より西堂之堂
をむらとくしは天を大梵天を之代の社をむら
結舎と建ししは像と法藏より法藏修つ
像に代りしは神良年修築の奉并澄志和尚
のむらとくしは西堂より法言神とて法言
法言よりしはるむら七十余歳なるよりしは
洞中よりしはるむら鳥忌鳥忌たよりしはるむら
のむらとくしはるむら新新しはるむらとて法言のそくを換

一

たしとて一毎年とていふこと今年なるよりて
まじの舟とわたり先も先世凡そあくえん所
くぬす^りそを戻給て八幡大和よりより給
くり^り一毎年とていふこと今年なるよりて
たのゆ^りありしことありしことせられ



Faint, illegible handwritten text in the background, possibly bleed-through from the reverse side.

